

# 介護保険施設における 「お部屋代」の負担限度額の変更について



令和8年（2026年）8月1日からの新制度のご案内

# 令和8年8月1日から、 一部の費用負担が変わります。

介護施設を利用する際の費用のうち、  
お部屋代(居住費・滞在費)のルールが改定されます。



負担能力に応じた、  
公平な制度にするために。



これからの社会保障制度を支え合う観点から、  
負担のバランスを見直すことになりました。

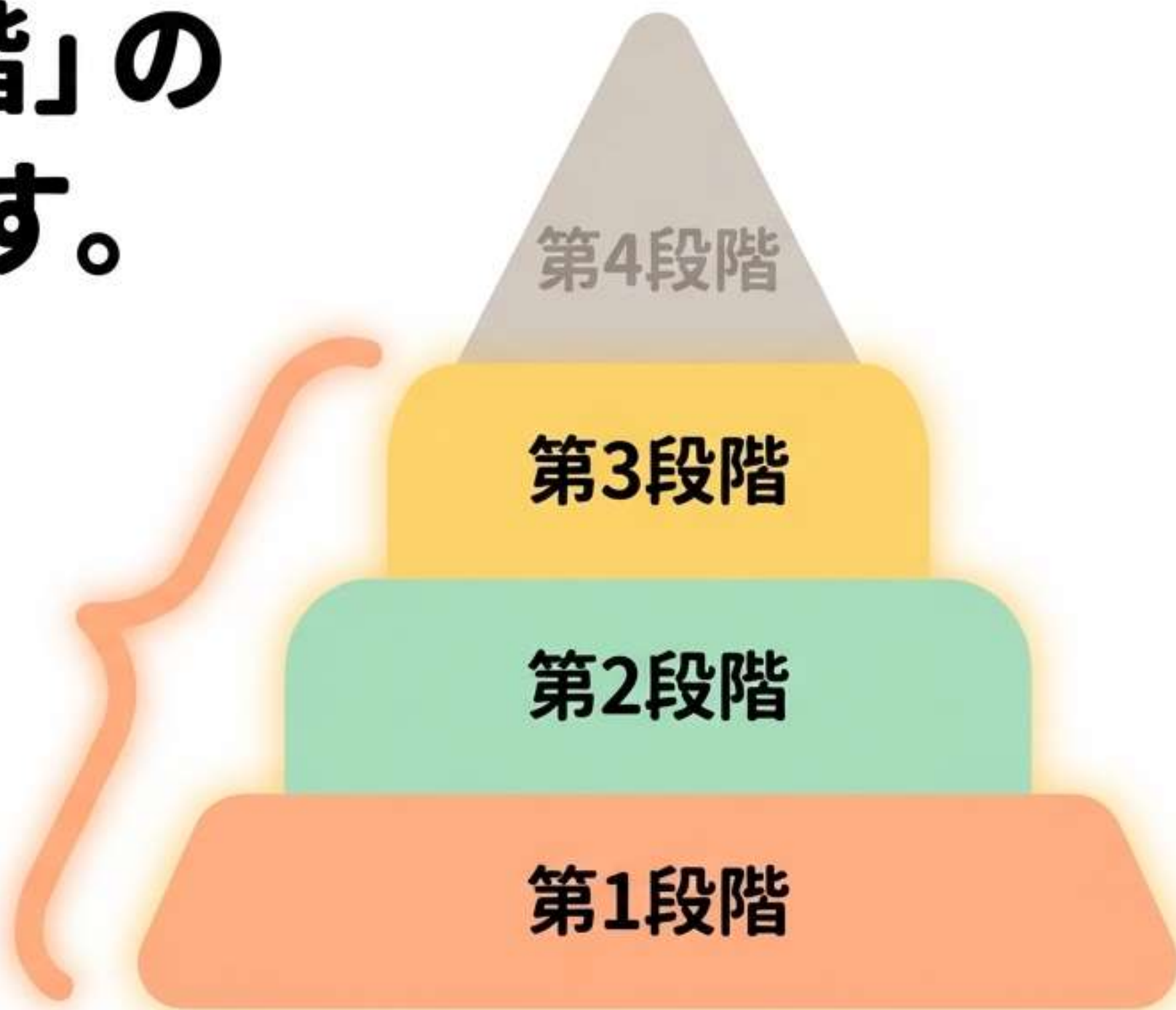
# 「補足給付」の制度が 今回の対象です。



所得が少ない方の「食費」と「お部屋代」の負担を軽くする仕組みの一部が変更されます。

**「第1段階～第3段階」の方が対象となります。**

預貯金額や年金収入などの条件によって決まる「利用者負担段階」のうち、上記の方が対象です。



**お部屋代の「負担上限額」が  
一部引き上げられます。**



**施設にお支払いいただくお部屋代の上限が、  
現在よりも少し上がります。**

# 変更額のイメージ

例：従来型個室（特養など） / 第3段階①の方の場合

現在

**【変更前】**  
1日あたり  
**880円**



令和8年8月から

**【変更後】**  
1日あたり  
**980円**

※お部屋の種類や負担段階によって金額は異なります。

**「食費」についての  
変更はありません。**

**今回の負担上限額の見直しは  
「お部屋代（居住費・滞在費）」  
を中心としたものです。**



# ご自身の「段階」と 「お部屋」を ご確認ください。

どのくらい費用が変わるのかは、  
現在認定されている「負担段階」と  
ご利用中の「お部屋の種類」に  
よって決まります。



負担段階

お部屋の種類

# 令和8年（2026年）8月に向けて ご準備をお願いいたします。

ご不明な点や、ご自身の具体的な負担額については、  
ご利用の施設や市区町村の窓口へご相談ください。

